

生駒市における脱炭素化事業及び持続可能なまちづくりの推進に関する事業概要

第1 総則

1. 事業名

生駒市における脱炭素化事業及び持続可能なまちづくり推進に関する事業

2. 目的

国は2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減、2050年度にゼロにするという目標を掲げ、令和12年までに100ヵ所以上の「脱炭素先行地域」を創出することとしている。これを受け、生駒市は、自治体新電力「いこま市民パワー株式会社」による再エネ電力の供給と、地域の集会所などを「複合型コミュニティ」拠点とする事業を組み合わせ、地域を活性化しながら二酸化炭素排出実質ゼロに取り組む「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（“自治体新電力×コミュニティの力”で新たな脱炭素住宅都市モデルの実現）（以下「事業計画」という。）」を提案し、令和5年4月に脱炭素先行地域に選定された。事業計画に掲げる各取組を推進することで、市域のカーボンニュートラルの達成を目指すことを目的とする。

3. 履行期間

令和7年9月～令和8年3月31日

第2 事業概要

1. 事業内容

- (1) PPA※により「2. 発電設備等」で定める設備等を「3. 対象施設」で定める施設に設置すること
- (2) (1)で設置した発電設備等の運用及び修理管理その他の関連事業を行うこと
- (3) (1)(2)のほか、事業計画に基づく事業及び附帯する関連事業の推進に協力すること

※ PPA：発電事業者が需要家の有する建物若しくは当該建物の隣接地等又は電力の需要場所から離れた土地若しくは建物等に発電設備等を設置し、当該発電設備の運用及び保守を行うことに対し、当該発電設備が発電する量に相当するサービス料金を一定期間にわたって受け取ることを約する電力需給契約の形態

2. 発電設備等

発電設備等とは、以下に掲げる物からなる設備器具の総体で、太陽光発電事業の用に供するものをいう。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 同上取付器具
- (3) パワーコンディショナー
- (4) 計測通信盤
- (5) 表示装置

- (6) 交流集電箱
- (7) 既設キュービクルに取り付ける継電器等
- (8) 蓄電設備
- (9) 充放電設備
- (10) 前各号に掲げる物を接続するケーブル・配管及び支持材

3. 対象施設

対象施設は、別紙1「対象施設一覧」で掲げるものとする。なお、対象施設は、現時点での案であり、変更となる可能性がある。

4. 実施体制

事業実施者は、本事業概要に定める内容を踏まえ、本事業を円滑かつ確実に進行できる体制を整備するものとする。それに加え、いこま市民パワー株式会社（以下「いこま市民パワー」という。）及び生駒市が推進する電力事業を通じたまちづくりの方針と整合し、かつその発展に寄与できる社内体制を整備するものとする。

5. 発電電力の売電

事業実施者は、発電設備等の運用に伴って発電する電力は、原則として、全量をいこま市民パワーに売電するものとする。

6. 補助金の申請等

事業実施者は、「1. 事業内容」の(1)に掲げる事業を実施するにあたり、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金を活用することができる。本補助金の詳細は、別紙2「生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（公共施設）交付要綱」で定めるとおりとする。

第3 発電設備等の設置

第2「3. 対象施設」への発電設備等の設置は、以下のとおり実施するものとする。

1. 行政財産の使用許可

事業実施者は、公共施設に発電設備等を設置し、運用するにあたっては、市から行政財産の使用許可を受けるものとする。行政財産使用料の考え方については、別添3「生駒市における脱炭素化事業及び持続可能なまちづくりの推進に関する事業に係る行政財産使用料について」で定めるとおりとする。

2. 施工事業者の選定

発電設備等の設置工事は、生駒市内に事業所を有する事業者へ委託するよう努めるものとする。

3. 安全管理

(1) 事業実施者は、発電設備等の設置工事を行うときは、当該施設管理者等と十分な協議を行

- い、施設利用者等の安全に配慮した実施スケジュールおよび工法により行うものとする。
- (2) 事業実施者は、設置場所における事故等を防止するため、第三者の介入を防止する設備を設置する等の対策を行うものとする。
- (3) 事業実施者は、発電設備等の設置工事に伴い、市が設置を許可した場所及び隣接する建物等に支障が生じた場合は、事業実施者の責任において復旧するものとする。

4. 非常時の電気供給

事業実施者は、災害や計画停電等により、電力系統から供給される電気が遮断された際においても、当該施設で電気利用できるよう、自立運転機能を有する発電設備等を採用するものとする。

第4 発電設備等の運用及び修理管理等

「第3 発電設備等の設置」に基づき設置した発電設備等の運用及び修理管理等は、以下のとおり実施するものとする。

1. 発電設備等の所有者と租税の負担

本事業で事業実施者が導入する発電設備等の所有権は事業実施者に帰属し、事業実施者が運用する。また、事業実施者は、発電設備等に課税される公租公課を負担し、期限どおりに支払うものとする。

2. 発電設備等の運用期間

事業実施者がいこま市民パワーと PPA 契約を締結し、発電設備等を運用する期間（以下「PPA 契約期間」という。）は、原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号）に定める発電設備等の耐用年数以上の期間とする。

3. 発電設備等の修理管理等

- (1) PPA 契約期間における発電設備等の修理、改良工事、点検及び管理等（以下「修理管理等という。」）は、事業実施者が全て行う。
- (2) 発電設備等の当初の設置、修理管理等の自然災害を原因として、発電設備等が第三者に損害を生じた場合は、事業実施者の負担により、当該損失を賠償しなければならない。
- (3) 電源を必要とする発電設備等が消費する電力に係る費用は、市の負担とする。

4. PPA 契約期間における発電設備等の移設・撤去

事業実施者は、市が行政目的利用等によりやむを得ず発電設備等の移設又は撤去が必要となる場合、発電設備等の移設又は撤去を行うものとする。この場合において、移設又は撤去に要した費用の負担については、市が負担するものとする。

5. 禁止事項

事業実施者は、以下のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、事前に市の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 施設の現状を変更すること。
- (2) 施設の上に発電設備等以外の物を設置すること。
- (3) 施設において、市に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (4) 施設を本事業以外の用途に使用し、又は、施設を公序良俗に反しもしくは甲が不適当と認める目的に使用すること。

6. PPA 契約期間後の発電設備等の取扱い

PPA 契約期間が満了した場合には、事業実施者は、設備が正常に稼働していることを確認したうえで、市へ発電設備等は無償で譲渡するものとする。

第5 事業実施にあたっての安全管理

第3及び第4に基づく事業は、以下に基づき実施するものとする。

1. 施設への立ち入り

事業実施者は、事業の実施にあたり、事前に当該施設管理者の許可を得たうえで、当該施設に立ち入るものとする。その場合、事業実施者は身分等を証する書類を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。

2. 事故報告

事業実施者は、事業実施に伴う事故が発生したときは、直ちに市へ報告するとともに、速やかに実態を調査し、その損害を把握し、市の承認を得たうえで、適切な措置を講じ、再発を防止するための対応を行うものとする。

3. 保険等への加入

事業実施者は、発電設備等の設置、運用又は修理管理等の工事、自然災害その他の事態に起因する設備の損傷等又は市若しくは第三者への損害賠償に備え、必要十分な保険へ加入するものとする。

第6 その他

1. 周辺地域への配慮

事業実施者は、事業実施においては、近隣住民、地域景観、当該施設の職員及び利用者等への影響に配慮し、必要に応じた対応を行うものとする。また、近隣住民、当該施設の職員及び利用者等からの苦情があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行い、その内容を速やかに市に報告するものとする。

2. 環境教育等への協力

事業実施者は、市が発電設備等を環境教育等に活用しようとする場合には、発電設備等の公開、関係資料及び発電データの提供について協力するものとする。